

○福島県災害救助法施行細則

昭和三十五年六月二十一日

福島県規則第四十九号

改正 昭和三十六年七月七日規則第六一号

昭和三十六年十一月七日規則第一〇四号

昭和三十七年九月二一日規則第一〇三号

昭和三十八年四月二六日規則第四七号

昭和三十八年七月一二日規則第六七号

昭和三十九年八月一一日規則第七六号

昭和四〇年九月三日規則第七四号

昭和四二年五月一六日規則第四七号

昭和四二年一〇月三日規則第九二号

昭和四三年一一月一日規則第九七号

昭和四四年三月三一日規則第二六号

昭和四四年一〇月一七日規則第八八号

昭和四五年九月二五日規則第九一号

昭和四六年九月三日規則第六〇号

昭和四七年九月二二日規則第六六号

昭和四八年八月二四日規則第六六号

昭和四八年一二月二一日規則第八八号

昭和四九年六月一八日規則第五二号

昭和四九年一〇月二五日規則第八三号

昭和五〇年一二月一六日規則第七二号

昭和五三年三月七日規則第五号

昭和五三年七月二一日規則第四七号

昭和五四年七月二四日規則第五三号

昭和五五年六月一七日規則第四〇号

昭和五六年七月二八日規則第四八号

昭和五七年七月二〇日規則第四九号

昭和五八年八月二三日規則第五三号

昭和五九年九月一八日規則第五二号

昭和六〇年一〇月一日規則第五八号
昭和六一年九月九日規則第七〇号
昭和六二年七月二八日規則第五六号
昭和六三年八月九日規則第四八号
平成元年八月二五日規則第七五号
平成二年八月三十一日規則第四七号
平成三年三月三〇日規則第三七号
平成三年八月九日規則第五二号
平成四年七月二四日規則第七〇号
平成五年九月一〇日規則第六二号
平成六年七月二六日規則第九五号
平成七年九月一日規則第六二号
平成一一年三月三十一日規則第四七号
平成一二年三月三十一日規則第六八号
平成一二年一月一七日規則第一七一号
平成一二年一月二二日規則第一八八号
平成一四年三月一日規則第一二号
平成一四年六月二一日規則第一〇〇号
平成一五年七月四日規則第六八号
平成一六年四月三〇日規則第五四号
平成一八年三月三十一日規則第六五号
平成一八年五月二六日規則第八一号
平成一九年五月七日規則第四七号
平成一九年七月一三日規則第六三号
平成二〇年六月六日規則第七二号
平成二〇年一月二一日規則第九三号
平成二二年三月五日規則第九号
平成二二年三月二三日規則第一八号
平成二二年一月二一日規則第六〇号
平成二四年六月一五日規則第四四号
平成二六年二月一二日規則第六号

平成二六年六月二七日規則第五三号
平成二七年十一月二〇日規則第八七号
平成二八年七月八日規則第六〇号
平成二九年六月三〇日規則第五三号
平成三〇年六月二六日規則第五三号
令和元年七月二三日規則第一一号
令和元年一二月六日規則第四一号
令和二年五月二九日規則第四六号
令和三年五月十四日規則第五三号
令和三年九月三日規則第七一号
令和四年九月二〇日規則第四五号
令和五年六月二日規則第四一号

福島県災害救助法施行細則をここに公布する。

福島県災害救助法施行細則

(被害調査)

第一条 知事は、災害に際し、市町村における災害が、災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号。以下「令」という。）第一条第一項各号のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、当該市町村の長に対し、直ちに被害状況を、被害状況調（第一号様式）により、求めるものとする。

（平一二規則六八・全改、令元規則一一・一部改正）

第二条 削除

(法適用地域の告示)

第三条 知事は、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号。以下「法」という。）による救助を行なうときは、すみやかにその旨及び適用地域を告示するものとする。

（昭三七規則一〇三・一部改正）

第四条 削除

（平一二規則六八）

(救助の程度、方法及び期間)

第五条 令第三条の規定による救助の程度、方法及び期間は、別表第一に定めるところによる。

（昭三七規則一〇三・昭五四規則五三・平一二規則六八・平二六規則六・令元規則

一一・一部改正)

(物資の保管命令等令書)

第六条 災害救助法施行規則(昭和二十二年総理庁令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第一号。以下「規則」という。)第一条の公用令書、公用変更令書及び公用取消令書は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

一 公用令書(第二号様式の一～第二号様式の四)

二 公用変更令書(第三号様式)

三 公用取消令書(第四号様式)

2 前項第一号の公用令書を交付したときは、強制物件台帳(第五号様式)に所定の事項を登録するものとする。

3 第一項第二号又は第三号の公用変更令書又は公用取消令書を交付したときは強制物件台帳にその理由その他必要な事項を記録するものとする。

第七条 前条第一項の公用令書、公用変更令書又は公用取消令書の交付を受けた者は、その令書に添附してある受領書に受領年月日を記入し、署名及び押印して、直ちにこれを知事に返付しなければならない。

(収用物資の占有者の立会い)

第八条 規則第二条第二項の当該職員は、収用又は使用すべき物資の引渡を受けた場合において同条第三項の規定により受領調書(第六号様式)を作成するときは、その物資の所有者又は権原に基づいてその物資を占有する者(以下「占有者」という。)を立ち合わせるものとする。ただし、やむを得ない場合においては、この限りでない。

(平一八規則六五・平一九規則四七・一部改正)

(損失補償)

第九条 規則第三条の規定による損失補償請求書は、第七号様式による。

2 損失補償請求書の提出があつたとき又はこれに基づき損失補償を行なつたときは、所定の事項を強制物件台帳に記録するものとする。

(救助業務従事命令書)

第十条 規則第四条の公用令書及び公用取消令書は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

一 公用令書(第八号様式)

二 公用取消令書(第九号様式)

2 前項第一号の公用令書を交付したときは、救助従事者台帳(第十号様式)に所定の事項

を登録するものとする。

- 3 第一項第二号の公用取消令書を交付したときは、救助従事者台帳にその理由を詳細に記録し、前項の登録にかかる事項を朱線でまつ消するものとする。

第十一条 第七条の規定は、前条第一項の公用令書又は公用取消令書の交付を受けた者について、これを準用する。

(救助業務従事不能の届出)

第十二条 規則第四条第二項の規定による届出は、次の各号に掲げる書類を添附して行なわなければならない。

- 一 負傷又は疾病により救助に関する業務に従事することができない場合においては、医師の診断書
- 二 天災その他さけられない事故により救助に関する業務に従事することができない場合においては、市町村長、警察官その他適当な職員の証明書

(平一九規則四七・一部改正)

(実費弁償)

第十三条 令第五条の規定による実費弁償の額の限度は、別表第二に定めるところによる。

(昭五四規則五三・平二〇規則九三・平二六規則六・令元規則一一・一部改正)

第十四条 規則第五条の実費弁償請求書は、第十一号様式による。

(立入検査証票)

第十五条 法第十条第三項の規定により準用する法第六条第四項の証票は、第十二号様式による。

(平二六規則六・一部改正)

(扶助金の申請)

第十六条 規則第六条の扶助金支給申請書は、第十三号様式による。

- 2 扶助金を申請しようとする者は、前項の扶助金支給申請書に休業扶助金の支給を申請しようとする場合にあつては負傷し、又は疾病にかかつたため従前得ていた収入を得ることができず、かつ、他に収入のみちがないこと等特に休業扶助金の給付を必要とする理由を詳細に記載した書類、打切扶助金の支給を申請しようとする場合にあつては療養の経過、症状、治癒までの見込期間等に関する医師の意見書を添付しなければならない。
- 3 法第八条の規定により協力命令を受けて、救助に関する業務に協力した者又はその遺族が、規則第六条の規定により扶助金支給申請書を提出しようとするときは、同条及び前項に定めるもののほか、救助業務に協力したことを証する知事の証明書を添附しなければならない。

らない。

(平二六規則六・令元規則一一・一部改正)

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 災害救助法施行細則（昭和二十三年福島県規則第六号）は、廃止する。

別表第一（第五条関係）

(昭四〇規則七四・全改、昭四二規則四七・昭四二規則九二・昭四三規則九七・昭四四規則八八・昭四五規則九一・昭四六規則六〇・昭四七規則六六・昭四八規則六六・昭四八規則八八・昭四九規則五二・昭四九規則八三・昭五〇規則七二・昭五三規則五・昭五三規則四七・一部改正、昭五四規則五三・旧別表（一）・一部改正、昭五五規則四〇・昭五六規則四八・昭五七規則四九・昭五八規則五三・昭五八規則五二・昭六〇規則五八・昭六一規則七〇・昭六二規則五六・昭六三規則四八・平元規則七五・平二規則四七・平三規則五二・平四規則七〇・平五規則六二・平六規則九五・平七規則六二・平一一規則四七・平一二規則六八・平一二規則一七一・平一二規則一八八・平一四規則一二・平一四規則一〇〇・平一五規則六八・平一六規則五四・平一八規則六五・平一八規則八一・平一九規則四七・平一九規則六三・平二〇規則七二・平二二規則九・平二二規則六〇・平二四規則四四・平二六規則六・平二六規則五三・平二七規則八七・平二八規則六〇・平二九規則五三・平三〇規則五三・令元規則四一・令三規則五三・令三規則七一・令四規則四五・一部改正)

救助の程度、方法及び期間

救助の程度、方法及び期間は、救助の種類ごとに、次に定める基準によるものとする。この場合において、その基準により難い特別の事情があるときは、その都度内閣総理大臣に協議して、特別基準を設定することがあるものとする。

一 避難所及び応急仮設住宅の供与

1 避難所

- (一) 避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものとする。
- (二) 避難所には、学校、公民館等の既存の建物を充てることを原則とするが、これら適当な建物が得難い場合には、野外に仮小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施するものとする。
- (三) 避難所の設置のために支出する費用は、次に掲げるもの（法第四条第二項の

避難所にあつては、災害が発生するおそれがある場合において必要となる別に定める経費)とし、その額は、一人一日当たり三四〇円以内の額とする。ただし、高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。)であつて避難所での生活において特別な配慮を必要とするものに供与する福祉避難所を設置した場合は、特別な配慮のために必要な避難所を設置した地域における通常の実費を加算することができる。

(1) 避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費

(2) 消耗器材費

(3) 建物の使用謝金

(4) 器物の使用謝金、借上費又は購入費

(5) 光熱水費

(6) 仮設便所等の設置費

(四) 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館等宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。

(五) 法第四条第一項第一号の避難所を開設する期間は、災害発生の日から七日以内とし、同条第二項の避難所を開設する期間は、法第二条第二項の規定による救助を開始した日から、別に定める日までの期間とする。

2 応急仮設住宅

応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し、又は流出し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの(以下「建設型応急住宅」という。)、民間賃貸住宅を借り上げて供与するもの(以下「賃貸型応急住宅」という。)又はその他適切な方法により供与するものとする。

(一) 建設型応急住宅

(1) 建設型応急住宅の設置に当たつては、原則として、公有地を利用するものとする。ただし、適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することができる。

(2) 一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、六、七七五、〇〇〇円以内とする。

(3) 建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね五〇戸以上設置

した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、五〇戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。

- (4) 福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であつて日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型応急住宅として設置することができる。
- (5) 建設型応急住宅の設置については、災害発生の日から二十日以内に着工し、速やかに設置しなければならない。
- (6) 建設型応急住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十五条第三項又は第四項の規定による期間内とする。
- (7) 建設型応急住宅の供与終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とする。

(二) 賃貸型応急住宅

- (1) 賃貸型応急住宅の一戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて（一）(2)に定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。
- (2) 賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、これを提供しなければならない。
- (3) 賃貸型応急住宅を供与できる期間は、（一）(6)と同様の期間とする。

二 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

1 炊き出しその他による食品の給与

- (一) 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者、又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行うものとする。
- (二) 炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食べることができる現物によるものとする。
- (三) 炊き出しその他による食品の給与を実施するために支出する費用は、主食費、副食費、燃料費等とし、一人一日当たり一、二三〇円以内とする。
- (四) 炊き出しその他による食品の給与を実施する期間は、災害発生の日から七日以内とする。

2 飲料水の供給

- (一) 飲料水の供給は、災害のために現に飲料水を得ることができない者に対して

行うものとする。

(二) 飲料水の供給を実施するために支給する費用は、水の購実入費並びに給水及び浄水に必要な機械、器具等の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品費及び資材費とし、その地域における通常の実費とする。

(三) 飲料水の供給を実施する期間は、災害発生の日から七日以内とする。

三 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

1 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。以下同じ。)若しくは船舶の遭難等により生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失し、又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。

2 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ次に掲げる品目の範囲内において現物をもつて行うものとする。

(一) 被服、寝具及び身の回り品

(二) 日用品

(三) 炊事用具及び食器

(四) 光熱材料

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のために支出する費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり次の額以内とする。この場合において、季別は夏季(四月から九月までの期間をいう。以下同じ。)及び冬季(十月から三月までの期間をいう。以下同じ。)とし、災害発生の日をもつて決定するものとする。

(一) 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

世帯区分 季別	一人世帯	二人世帯	三人世帯	四人世帯	五人世帯	一世帯当たり 六人以上一人 を増すごとに 加算する額
夏季	一九、二〇〇 円	二四、六〇〇 円	三六、五〇〇 円	四三、六〇〇 円	五五、二〇〇 円	八、〇〇〇 円
冬季	三一、八〇〇 円	四一、一〇〇 円	五七、二〇〇 円	六六、九〇〇 円	八四、三〇〇 円	一一、六〇〇 円

(二) 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

世帯区分 季別	一人世帯	二人世帯	三人世帯	四人世帯	五人世帯	一世帯当たり 六人以上一人 を増すごとに 加算する額
夏季	六、三〇〇円	八、四〇〇円	一二、六〇〇 円	一五、四〇〇 円	一九、四〇〇 円	二、七〇〇円
冬季	一〇、一〇〇 円	一三、二〇〇 円	一八、八〇〇 円	二二、三〇〇 円	二八、一〇〇 円	三、七〇〇円

- 4 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から十日以内に完了するように行うものとする。

四 医療及び助産

1 医療

(一) 医療は、災害のために医療の途を失った者に対して、応急的に処置を行うものとする。

(二) 医療は、救護班によつて行うものとする。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合においては、病院又は診療所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師若しくはきゆう師又は柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）に規定する柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。）において、医療（施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。）を行うことがあるものとする。

(三) 医療は、次の範囲内において行うものとする。

- (1) 診察
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他の治療及び施術
- (4) 病院又は診療所への収容
- (5) 看護

(四) 医療のために支出する費用は、救護班による場合は、使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は、国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は、協定料金の額以内とす

る。

(五) 医療を実施する期間は、災害発生の日から十四日以内とする。

2 助産

(一) 助産は、災害発生の日以前又は以後七日以内に分べんした者であつて、災害のために助産の途を失つたものに対して行うものとする。

(二) 助産は、次の範囲内において行うものとする。

(1) 分べんの介助

(2) 分べん前及び分べん後の処置

(3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

(三) 助産のために支出する費用は、救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は、慣行料金の二割引以内の額とする。

(四) 助産を実施する期間は、分べんした日から七日以内とする。

五 被災者の救出

1 被災者の救出は、災害のために現に生命又は身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者の捜索又は救出のために行うものとする。

2 被災者の救出のために支出する費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

3 被災者の救出を実施する期間は、災害発生の日から三日以内とする。

六 被災した住宅の応急修理

1 住宅の応急修理は、災害のために住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものとする。

2 住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最少限度の部分に対し現物をもつて行うものとし、その修理のために支出する費用は、一世帯当たり次に掲げる額以内とする。

(一) 次に掲げる世帯以外の世帯 七〇六、〇〇〇円

(二) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 三四三、〇〇〇円

3 住宅の応急修理は、災害発生の日から三箇月以内（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十三条の三第一項に規定する特定災害対策本部、同法第二

十四条第一項に規定する非常災害対策本部又は同法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、六箇月以内)に完了するように行うものとする。

七 生業に必要な資金の貸与

- 1 生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、災害のため生業の手段を失つた世帯に対して行うものとする。
- 2 生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械、器具、資材等を購入するための費用に充てるものであつて、生業を回復する見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与するものとする。
- 3 生業に必要な資金として貸与する金額は、次の額以内とする。
 - (一) 生業費 一件当たり 三〇、〇〇〇円
 - (二) 就職支度費 一件当たり 一五、〇〇〇円
- 4 生業に必要な資金の貸与には次の条件を付すものとする。
 - (一) 貸与期間 二年以内
 - (二) 利子 無利子
- 5 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から一箇月以内に完了するように行うものとする。

八 学用品の給与

- 1 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部その他これらに相当するものとして知事が認めるもの（以下「高等学校等」という。）の生徒（以下「高等学校等生徒」という。）に対して行うものとする。
- 2 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもつて行うものとする。
 - (一) 教科書
 - (二) 文房具
 - (三) 通学用品

3 学用品の給与のために支出する費用は、次の額以内とする。

(一) 教科書代

小学校児童及び中学校生徒 教科書(教科書の発行に関する臨時措置法(昭和二十三年法律第百三十二号)第二条第一項に規定する教科書をいう。以下同じ。)及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出て、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

高等学校等生徒 教科書及び教科書以外の教材で、知事が高等学校等の授業で使用すると認めたものを給与するための実費

(二) 文房具及び通学用品費

小学校児童 一人当たり 四、八〇〇円

中学校生徒 一人当たり 五、一〇〇円

高等学校等生徒 一人当たり 五、六〇〇円

4 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については一箇月以内、その他の学用品については十五日以内に完了するように行うものとする。

九 埋葬

1 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものとする。

2 埋葬は、原則として、棺又は棺材をもつて、次の範囲内において、行うものとする。

(一) 棺(附属品を含む。)

(二) 埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む。)

(三) 骨つば及び骨箱

3 埋葬のために支出する費用は、一体当たり大人二一九、一〇〇円以内、小人一七五、二〇〇円以内とする。

4 埋葬は、災害発生の日から十日以内に完了するように行うものとする。

十 死体の捜索

1 死体の捜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする。

2 死体の捜索のために支出する費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

3 死体の捜索は、災害発生の日から十日以内に完了するように行うものとする。

十一 死体の処理

- 1 死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものとする。
- 2 死体の処理は、次の範囲内において行うものとする。
 - (一) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置
 - (二) 死体の一時保存
 - (三) 検案
- 3 検案は、原則として救護班によつて行うものとする。
- 4 死体の処理のために支出する費用は、次に掲げるところによる。
 - (一) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、一体当たり三、五〇〇円以内とする。
 - (二) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は一体当たり五、五〇〇円以内とする。また、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、その地域における通常の実費を加算することができる。
 - (三) 救護班により検案ができない場合は、当該地域の通常の実費の額以内とする。
- 5 死体の処理は、災害発生の日から十日以内に完了するように行うものとする。

十二 災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去

- 1 障害物の除去は、災害によつて居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれたため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では当該障害物を除去することができない者に対して行うものとする。
- 2 障害物の除去のために支出する費用は、ロープ、スコップその他障害物の除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、市町村内において障害物の除去を行つた一世帯当たりの平均が一三八、七〇〇円以内とする。
- 3 障害物の除去は、災害発生の日から十日以内に完了するように行うものとする。

十三 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

- 1 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出する範囲は、次に掲げる措置に要する費用とする。

- (一) 被災者（法第四条第二項の救助にあつては避難者）の避難に係る支援
 - (二) 医療及び助産
 - (三) 災害にかかった者の救出
 - (四) 飲料水の供給
 - (五) 死体の搜索
 - (六) 死体の処理
 - (七) 救済用物資の整理配分
- 2 応急救助のために支出する輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。
- 3 応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用をする期間は、知事が当該救助の実施を必要と認める期間以内とする。

別表第二（第十三条関係）

（昭四〇規則七四・全改、昭四三規則九七・昭四四規則八八・昭四五規則九一・昭四六規則六〇・昭四七規則六六・昭四八規則六六・昭四九規則五二・昭五〇規則七二・昭五三規則五・昭五三規則四七・一部改正、昭五四規則五三・旧別表（一）・一部改正、昭五五規則四〇・昭五六規則四八・昭五七規則四九・昭五九規則五二・昭六〇規則五八・昭六一規則七〇・昭六二規則五六・昭六三規則四八・平元規則七五・平二規則四七・平三規則五二・平四規則七〇・平五規則六二・平六規則九五・平七規則六二・平一一規則四七・平一二規則六八・平一二規則一七一・平一四規則一二・平一五規則六八・平一六規則五四・平一九規則六三・平二〇規則九三・平二二規則九・平二二規則一八・平二二規則六〇・平二四規則四四・平二六規則六・平二六規則五三・平二七規則八七・平二八規則六〇・平二九規則五三・平三〇規則五三・令元規則一一・令二規則四六・令三規則五三・令四規則四五・一部改正）

実費弁償の額の限度

一 令第四条第一号から第四号までに規定する者

1 日当

- (一) 医師及び歯科医師 一人一日当たり 二四、一〇〇円以内
- (二) 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 一人一日当たり 一六、二〇〇円以内
- (三) 保健師、助産師、看護師及び准看護師 一人一日当たり 一五、八〇〇円以内

(四) 救急救命士 一人一日当たり 一四、二〇〇円以内

(五) 土木技術者及び建築技術者 一人一日当たり 一五、六〇〇円以内

(六) 大工 一人一日当たり 三〇、七〇〇円以内

(七) 左官 一人一日当たり 二八、四〇〇円以内

(八) とび職 一人一日当たり 二九、四〇〇円以内

2 超過勤務手当

1の(一)から(八)までに掲げる者のそれぞれの日当額の二十一日分を給料月額と、その者の一週間の勤務時間を三十八時間四十五分とみなして職員の給与に関する条例(昭和二十六年福島県条例第九号)第十六条の規定により算出した勤務一時間当たりの給与額に基づき、同条例第十三条の規定により算出した超過勤務手当の額に相当する額

3 旅費

福島県旅費条例(昭和二十八年福島県条例第二十四号)の知事等以外の職務にある者が同条例の規定により支給を受ける旅費額に相当する額

二 令第四条第五号から第十号までに規定する者

業者のその地域における慣行料金による支出実績額に手数料としてその百分の三に相当する額を加算した額

附 則（昭和三六年規則第六一号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十六年五月一日から適用する。

附 則（昭和三六年規則第一〇四号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十六年九月十五日から適用する。

附 則（昭和三七年規則第一〇三号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十七年七月十日から適用する。

附 則（昭和三八年規則第四七号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十七年十二月一日から適用する。

附 則（昭和三八年規則第六七号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十八年四月一日から適用する。

附 則（昭和三九年規則第七六号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十九年八月一日から適用する。

附 則（昭和四〇年規則第七四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四二年規則第四七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四二年規則第九二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四三年規則第九七号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十三年四月一日から適用する。

附 則（昭和四四年規則第二六号）抄

1 この規則は、昭和四十四年四月一日から施行する。

附 則（昭和四四年規則第八八号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十四年四月一日から適用する。

附 則（昭和四五年規則第九一号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十五年四月一日から適用する。

附 則（昭和四六年規則第六〇号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十六年四月一日から適用する。

附 則（昭和四七年規則第六六号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十七年四月一日から適用する。

附 則（昭和四八年規則第六六号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十八年四月一日から適用する。

附 則（昭和四十八年規則第八八号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十八年十月一日から適用する。

附 則（昭和四十九年規則第五二号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十九年四月一日から適用する。

附 則（昭和四十九年規則第八三号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十九年十月一日から適用する。

附 則（昭和五〇年規則第七二号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福島県災害救助法施行細則の別表（一）及び別表（二）の規定は、昭和五十年四月一日から適用する。

附 則（昭和五三年規則第五号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福島県災害救助法施行細則は、昭和五十三年一月一日から適用する。

附 則（昭和五三年規則第四七号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福島県災害救助法施行細則の別表（一）及び別表（二）の規定は、昭和五十三年七月一日から適用する。

附 則（昭和五四年規則第五三号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福島県災害救助法施行細則の規定は、昭和五十四年七月一日から適用する。

附 則（昭和五五年規則第四〇号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福島県災害救助法施行細則の規定は、昭和五十五年四月一日から適用する。

附 則（昭和五六年規則第四八号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福島県災害救助法施行細則の規定は、昭和五十六年四月一日から適用する。

附 則（昭和五七年規則第四九号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福島県災害救助法施行細則の規定は、昭和五十七年四月一日から適用する。

附 則（昭和五八年規則第五三号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福島県災害救助法施行細則の規定は、昭和五十八年四月一日から適用する。

附 則（昭和五九年規則第五二号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福島県災害救助法施行細則の規定は、昭和五十九年四月一日から適用する。

附 則（昭和六〇年規則第五八号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福島県災害救助法施行細則の規定は、昭和六十年四月一日から適用する。

附 則（昭和六一年規則第七〇号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福島県災害救助法施行細則の規定は、昭和六十一年四月一日から適用する。

附 則（昭和六二年規則第五六号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福島県災害救助法施行細則の規定は、昭和六十二年四月一日から適用する。

附 則（昭和六三年規則第四八号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福島県災害救助法施行細則の規定は、昭和六十三年四月一日から適用する。

附 則（平成元年規則第七五号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福島県災害救助法施行細則の規定は、平成元年四月一日から適用する。

附 則（平成二年規則第四七号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福島県災害救助法施行細則の規定は、平成二年四月一日から適用する。

附 則（平成三年規則第三七号）

- 1 この規則は、平成三年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則に定める様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則（平成三年規則第五二号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福島県災害救助法施行細則の規定は、平成三年四月一日から適用する。

附 則（平成四年規則第七〇号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第二の一の2の改正規定は、平成四年八月一日から施行する。

2 この規則（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の福島県災害救助法施行細則の規定は、平成四年四月一日から適用する。

附 則（平成五年規則第六二号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福島県災害救助法施行細則の規定は、平成五年四月一日から適用する。

附 則（平成六年規則第九五号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福島県災害救助法施行細則の規定は、平成六年四月一日から適用する。

附 則（平成七年規則第六二号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福島県災害救助法施行細則の規定は、平成七年四月一日から適用する。

附 則（平成一一年規則第四七号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福島県災害救助法施行細則の規定は、平成十年四月一日から適用する。

附 則（平成一二年規則第六八号）

1 この規則は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、別表第一及び別表第二の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この規則（前項ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正後の福島県災害救助法施行細則の規定は、平成十一年四月一日から適用する。

附 則（平成一二年規則第一七一号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の別表第一の九の3、同表の十二の2及び別表第二の一の1の規定は、平成十二年四月一日から適用する。

附 則（平成一二年規則第一八八号）

この規則は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成一四年規則第一二号）抄

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一四年規則第一〇〇号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福島県災害救助法施行細則の規定は、平成十四年四月一日から適用する。

附 則（平成一五年規則第六八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一六年規則第五四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一八年規則第六五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一八年規則第八一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一九年規則第四七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一九年規則第六三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二〇年規則第七二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二〇年規則第九三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二二年規則第九号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二二年規則第一八号）

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二二年規則第六〇号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二四年規則第四四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二六年規則第六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二六年規則第五三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二七年規則第八七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年規則第六〇号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二九年規則第五三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成三〇年規則第五三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年規則第一一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年規則第四一号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福島県災害救助法施行細則の規定は、令和元年十月一日から適用する。

附 則（令和二年規則第四六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年規則第五三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年規則第七一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和四年規則第四五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和五年規則第四一号）

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式（第1条関係）

（昭40規則74・全改、昭50規則72・一部改正）

第2号様式の1（第6条関係）

（昭50規則72・平3規則37・平26規則6・一部改正）

第2号様式の2（第6条関係）

（昭50規則72・平3規則37・平26規則6・一部改正）

第2号様式の3（第6条関係）

（昭50規則72・平3規則37・平26規則6・一部改正）

第2号様式の4（第6条関係）

（昭50規則72・平3規則37・平26規則6・一部改正）

第3号様式（第6条関係）

（昭50規則72・平3規則37・平26規則6・一部改正）

第4号様式（第6条関係）

（昭50規則72・平3規則37・平26規則6・一部改正）

第5号様式（第6条関係）

（昭50規則72・一部改正）

第6号様式（第8条関係）

（昭50規則72・平19規則47・平26規則6・一部改正）

第7号様式（第9条関係）

（昭50規則72・平3規則37・一部改正）

第8号様式（第10条関係）

（昭37規則103・昭50規則72・平3規則37・平19規則47・平26規則6・令元規則
11・一部改正）

第9号様式（第10条関係）

（昭50規則72・平3規則37・平26規則6・一部改正）

第10号様式（第10条関係）

（昭50規則72・一部改正）

第11号様式（第14条関係）

（昭50規則72・平3規則37・一部改正）

第12号様式（第15条関係）

（昭50規則72・平19規則47・平26規則6・令元規則11・一部改正）

第13号様式（第16条関係）

（昭50規則72・平3規則37・平26規則6・一部改正）